

専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン

1. 趣 旨

- 専修学校は、学校教育法に基づき、生徒、保護者、業界関係者など当該専修学校に関する関係者の理解を深め、これらの者と連携・協力するとともに、同法その他関係法令で定められた目的を実現するための公的な教育機関として、教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとされている。
- とりわけ、専修学校専門課程（以下「専門学校」という。）は、実践的な職業教育・専門技術教育における成果に加え、社会人の継続教育など社会的要請にも積極的に対応し、多様な実践的職業教育の機会を提供するなど、我が国の高等教育機関として重要な役割を果たしている。

このような専門学校の役割に対する社会的な理解・評価を促進し、学習者の適切な学習機会選択に資するためにも、その教育活動等の状況については、広く周知を図ることが重要である。
- 同時に、専門学校は、自治体からの財政援助、税制優遇措置のほか、在籍する学生が日本学生支援機構の奨学金等の支給対象となるなど、大学等と共に並ぶ高等教育機関として、これからの社会を担う人材の育成を託されており、社会に対する説明責任を果たしていくことが求められる。
- その際、学校評価の結果も含め、専門学校に関する情報がわかりやすく示され、各学校の教育活動の状況や課題など、学校全体の状況が把握できるような情報が提供されていることが、関係業界等との連携・協力による専門学校の教育活動の改善や、社会全体の信頼を得ていく上で重要である。
- さらに、専門学校の基本的な教育組織等に関する情報のほか、教育情報の積極的な公表を通じて、専門学校の教育の質の確保・向上を図ることが重要である。

特に、自校の学生が、どのようなカリキュラムを通じて知識・技術・技能を修得することができるか、また、質の高い教育プログラムを提供するため、学校としてどのような工夫・改善に取り組んだか等について、具体的な教育情報を分かりやすく公表し、専門学校の特色ある教育活動を積極的に発信することが求められる。
- 以上を踏まえ、専門学校の学校運営の状況に関する情報の積極的提供等について、各学校における取組の充実に資するよう、次のとおり、その取組の目安となる事項を示す。

2. 情報提供等への取組に当たっての視点(期待される効果等)

- 専門学校が様々な関係者等の理解と協力を得ながら学校運営を進めていく上では、これらの関係者等が、その学校がどのような学校であり、どのような状況にあるのかなど学校全体の状況を把握できるようにすることが重要となる。そのためには、各学校の基礎的情報を含めた必要な情報が、当該学校自身から関係者等に分かりやすい形で、自発的・積極的に示されることが必要である。
- 専門学校における積極的な情報提供等は、次に掲げるように、学校にとって多くの利点をもたらすとともに、学校が社会に対する責任を果たしていく上でも不可欠の要素である。専門学校においては、これらの視点を踏まえながら、大学等で課せられた人材養成に関する目的や、成績評価基準等の明示も含め、各学校の実情に応じた取組の充実を図っていくことが求められる。

【取組の視点】

- ① 自校の教育目標や教育活動の計画、実績等について、学生やその保護者に対し、必要な情報を提供して十分な説明を行うことにより、学校の指導方針や課題への対応方策等に関し、教職員・学生間、学校・保護者間の共通理解が深まり、教育活動の活性化や学校運営の円滑化につながる。
- ② 入学希望者やその保護者に対し、進路選択に当たっての有用な情報を提供するとともに、高等学校や高等専修学校の進路指導等における適切な情報の活用を可能とすることにより、一人一人の能力・適性にあった望ましい進路の実現に資する。
- ③ キャリア教育・職業教育をはじめとした教育活動の状況等について、企業等関係者に情報提供することで、相互の対話が促され、学校内外の実習、就職指導など企業等との連携による活動の充実や、産業界等のニーズを踏まえた教育内容・方法の改善につながる。
- ④ 専門学校の特色や、取り組みたいと考えている事柄を地域に向かってアピールし、あるいは抱えている課題を率直に示すことにより、当該専門学校の活動等に対する関係業界、所轄庁、地域住民、学生、保護者等の理解が深まり、学校運営に当たっての支援等も得やすくなる。
- ⑤ 専門学校の活動の状況やその成果・実績について、広く社会に対してアピールを行うことで、専門学校教育の意義・役割等に対する社会の理解が増進される。社会一般に向け、学校運営の状況等に関する情報を公表することで、公的な認可を受けた教育機関として、また、公費助成を受ける教育の実施主体としての説明責任を果たす。
- ⑥ 国際的な教育活動に特色を発揮する専門学校については、当該学校の教育活動、教職員・学生間交流において修得可能な知識・技術・技能などの教育プログラム等に関する情報や、留学生の受入れ・派遣支援に関する情報等を海外に向けて積極的に公表

することで、外国の学校と組織的・継続的な教育連携の促進につながる。

3. 情報提供の内容・方法等

- 情報の積極的提供等に当たっては、学生や保護者、関係業界等が求める情報の内容を十分把握し、求めに応じた情報を適切に示していくことが望まれる。各専門学校においては、以下の項目例や方法等を参考としつつ、対象として想定している者に合わせて情報の内容や提供手段を工夫しながら、わかりやすく、効果的な情報提供を進めていくことが必要である。

(1) 提供する情報の項目例

- 提供が考えられる情報の項目例としては、一般に、以下のようなものが考えられる。これら項目以外の情報も含め、各学校がアピールポイントとしている事項等については、積極的に公表・発信していくことが期待されるとともに、学校が抱える課題・問題等に関する事項についても、適切な情報提供を行っていくことが、関係業界、所轄庁、学生、保護者、地域社会との信頼関係を強めることにつながる。

① 学校の概要、目標及び計画

- 学校の教育・人材養成の目標及び教育指導計画、経営方針、特色
- 校長名、所在地、連絡先等
- 学校の沿革、歴史
- その他の諸活動に関する計画

【例】学校安全（防災等）・保健対策 等

② 各学科（コース）等の教育

※学科（コース）ごとに、教育上の基本組織、入学者、卒業・成績評価の基準等を明示

- 入学者に関する受入れ方針及び入学者数、収容定員、在学学生数

※社会人入学、編入学を実施している場合には、編入学定員や実際の編入学者数を明らかにすることに留意。

※社会人の継続教育（在職者訓練、離職者訓練等の公共職業訓練、企業からの受託など）を実施している場合には、当該プログラムの概要、受入れ数等を明らかにすることに留意。

- カリキュラム（科目配当表（科目編成・授業時数）、時間割、使用する教材など授業方法及び内容、年間の授業計画）

※教育課程の体系性を明らかにする観点に留意すること。年間の授業計画については、シラバスや年間授業計画の概要を活用することが考えられること。

- 進級・卒業の要件等（成績評価基準、卒業・修了の認定基準等）

※必修科目、選択科目及び自由科目の別の必要授業時数・必要単位数を明らかにし、取得可能な称号（学科ご

とに付記する分野の名称とあわせて示す。)、履修証明、単位認定等に関する情報を明らかにすることに留意すること。

- 学習の成果として取得を目指す資格、合格を目指す検定等
- 資格取得、検定試験合格等の実績
- 卒業者数、卒業後の進路（進学者数・主な進学先、就職者数・主な就職先）

③ 教職員

- 教職員数（職名別）
- 教職員の組織、教員の専門性

【例】・各教員の担当科目・担当学年、校務分掌組織等、教職員の研修・研究活動
・教員が当該教育を担当するにあたっての専門性に関する情報（職務上の実績等）等

※ 効果的な教育を行うため、学校内外の関係機関との組織的な連携を図っていることを積極的に明らかにすることに留意すること。

※ 教員の数については、学校基本調査における学校の回答に準じて公表することが考えられる。また、法令上必要な専任教員数を確保していることや、男女別、職名別の人数等の詳細をできるだけ明らかにすることに留意。

※ 教員の業績については、当該学校の特色を踏まえた教員の多様な業績を積極的に明らかにすることにより、教育上の能力に関する事項や職務上の実績に関する事項など、当該教員の専門性と提供できる教育内容に関することを確認できるという点に留意。

④ キャリア教育・実践的職業教育

- キャリア教育への取組状況
- 実習・実技等の取組状況
- 就職支援等への取組支援

【例】・企業等との連携による具体的な取組（インターンシップ、企業提案型授業、学内外における実習・実技等）

・企業・施設、業界団体等との連携によるカリキュラムの改善 等

※インターンシップ等については、授業（科目、時間数・単位数）における位置づけ、単位化等を明らかにすることに留意。

⑤ 様々な教育活動・教育環境

- 学校行事への取組状況
- 課外活動（部活動、サークル活動、ボランティア活動等）

⑥ 学生の生活支援

- 学生支援への取組状況

【例】・学生支援の組織、生活上の諸問題（中途退学、心身の健康）の状況及びそれに

- 対する学校の対処や指導の状況
- ・留学生支援や障がい者支援も含め学校が取り組む様々な学生支援 等

⑦ 学生納付金・就学支援

- 学生納付金の取扱い（金額、納入時期等）
- 活用できる経済的支援措置の内容等（奨学金、授業料減免等の案内等）
※授業料のほか、入学料・実習費・施設費、教材購入費、寮等の宿舍に関する費用など学生が負担する費目・金額に関することをできるだけ明らかにすることに留意。

⑧ 学校の財務

- 【例】・事業報告書、貸借対照表、収支計算書、監査報告書 等

⑨ 学校評価

- 自己評価・学校関係者評価の結果
- 評価結果を踏まえた改善方策

⑩ 国際連携の状況

※国際交流を行っている場合

- 留学生の受入れ・派遣状況

- 【例】・入学手続に関する項目：入学要件及び卒業資格要件、渡日前入学や独自の現地入試、日本留学試験の利用状況等
- ・入学後の生活に関する項目：宿舍、日本語指導、カウンセリング、経済的支援等
 - ・卒業後の進路に関する項目：就職・進学等の状況、海外におけるインターンシップを含む企業との連携状況、卒業後のネットワーク形成状況等

- 外国の学校等との交流状況

- 【例】教員・学生間交流や単位互換等に関する実績 等

⑪ その他

- 学則
- 学校運営の状況に関するその他の情報

- 【例】厚生施設の案内 等

(2) 情報提供の方法等

- 入学希望者・学生、保護者、関係業界、地域等の関係者に向けた情報の積極的提供は、学校要覧、パンフレット等の作成・配布、高等学校・高等専修学校、関係業界向け説明会等における説明、広報誌等の刊行物への掲載などを通じて、日常的に行う必要がある。

- 広く社会一般に向けて提供すべき情報については、各学校のホームページに掲載するなど、誰もが比較的容易にアクセスすることが可能な方法により公表を行うことが求められる。
- 情報提供等を行うに当たっては、学校運営に関する情報の収集・整理等について、組織としての統一的な方針を示すことや、ICTや情報設備を活用するなど、学校運営の状況に関する情報を活用しやすい校内体制の整備を図っていくことが望ましい。
また、様々な媒体を通じ提供する情報が古いものとならないよう、例えばホームページについては定期的に更新するなど、最新の情報の提供に努めていくことが望まれる。

(3) 留意事項

- 各学校においては、個人情報の取扱いに十分留意しつつ、適切な情報提供等を進めること。特定の個人を識別できるデータを第三者に公表・提供する場合には、本人の同意が必要であること。
- 情報提供等を行うに当たっては、公正な情報の表示に意を用いること。例えば、資格試験等の合格率や就職率などについては算定方法の根拠を示すことなども考えられること。
- 学校で問題が起きた場合、正確な情報提供がなされない中で、風評によって当該専門学校が信頼を失う恐れもあることから、このような場合には、学校の状況等についての正確な情報を、適時・適切に提供していくことが特に重要であること。